

(売却可能物品の所有権移転)

- 第1条 受注者は、本業務により撤去した医療機器、什器備品、金属類その他の物品のうち、売却又は再利用を予定する物品について、品目、数量、見込売却額その他発注者が必要と認める事項を記載した売却予定物品一覧を作成後、搬出を行う前までに提出し、発注者の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けた物品（以下、「売却可能物品」という。）の所有権は、発注者の承認後、当該物品を受注者が病院敷地外へ搬出した時点で発注者から受注者へ移転するものとする。
- 3 受注者は、売却可能物品について、自己の責任及び費用負担により売却又は再利用を行うことができる。
- 4 売却可能物品以外の物品については、所有権は発注者に帰属するものとし、受注者は本業務以外の目的に使用し、又は第三者へ譲渡してはならない。

(売却収益の帰属)

- 第2条 売却可能物品の売却又は再利用により生じた収益は、全て受注者に帰属するものとする。
- 2 受注者は、売却可能物品の売却額、売却数量その他の売却結果について発注者に報告するとともに、売却完了後、売却結果物品一覧を提出しなければならない。
- 3 売却可能物品の実際の売却額又は売却収益が売却予定物品一覧に記載した見込売却額を上回り又は下回った場合であっても、そのことのみを理由として発注者及び受注者は契約金額の変更を請求することができない。

(契約内容等の変更)

- 第3条 仕様書に定める対象物品について、業務着手までの間に譲渡、再利用、他施設への転用その他の理由により品目、数量又は内容に変更が生じ、これにより本業務の履行内容又は業務量に変更が生じた場合において、契約内容又は契約金額の変更が必要と認められるときは、発注者及び受注者が協議の上、契約内容又は契約金額を変更することができる。